

船員法施行規則の一部改正等（案）について

平成 24 年 9 月
海事局運航労務課

1. 背景

2006 年の海上の労働に関する条約（以下「海上労働条約」という。）は、これまで ILO にて採択されてきた多数の海上労働関係の条約等を、制定以後の社会情勢や技術の進展を踏まえた見直し及び条約相互間の重複又は矛盾の解消を行った上で、船員の労働条件に関する統一的な国際基準として統合するとともに、当該基準に実効性を付与するための旗国及び寄港国による検査制度を創設することにより、船員の労働環境の向上及び海運市場における国際的基準に基づく公正な国際競争の確保を達成することを目的として、平成 18 年 2 月に ILO の海事総会において採択された条約である。

今後、海上労働条約の批准に伴う国内法化として、船員法施行規則等の関係省令について、雇入契約の締結前の説明事項、休息时间に関する労使協定の届出書、登録検査機関の登録の申請手続、船内苦情処理手続に定めるべき事項、船内安全衛生委員会の設置、法定検査の申請手続、海上労働証書の交付申請手続等の具体的内容を定める等の所要の改正を行う必要がある。

2. 案の概要

(1) 船員法施行規則の規定事項（案）

①雇入契約の締結前の説明事項

雇入契約の締結前に船舶所有者が契約の相手方に対し書面を交付して説明しなければならない事項として、災害補償等に関する事項及び送還に関する事項を加える。

②外国における募集受託者又は船員職業紹介事業者の適格性に関する基準

船員の雇入れに際し船舶所有者が利用を認められる外国における募集受託者又は船員職業紹介事業者の適格性に関する基準を、条約締約国において雇い入れる場合は、当該事業者が条約に適合している旨を当該条約締約国政府その他の機関が証明していることとし、条約非締約国において雇い入れる場合は、当該事業者が条約に適合している旨を船舶所有者が確認を行っていることとする。

③雇入契約の成立時等に交付する書面の様式

船舶所有者は、雇入契約の成立時等に船員に交付する書面（以下「雇入契約書」という。）について、一定の様式を定めなければならないこととする。

④国際航海に従事する船舶において船内に備え置く書類

国際航海に従事する船舶にあつては、雇入契約書が英語以外の言語で作成されている場合は、その英語による訳文が付された書類を、船内に備え置かなければならないこととする。また、雇入契約書の記載事項において労働協約等を参照する部分がある場合は、その部分に係る労働協約等を英訳し、船内に備え置かなければならないこととする。

- ⑤雇入契約の成立時等に地方運輸局長等に提示する書類
地方運輸局長等が雇入契約の確認のため必要があるときに提示を求めることのできる書類に、雇入契約書、海上労働証書又は臨時海上労働証書を加える。
- ⑥給料その他の報酬の支払に関する事項を記載した書面の記載事項
給料その他の報酬の支払に関する事項を記載した書面の記載事項を、給料、割増手当その他の報酬の額、控除の額、支払に係る通貨又は換算率（あらかじめ合意されたものと異なる場合に限る。）等とする。
- ⑦労働時間規制等の船長等への適用
船員法の改正において船長等を労働時間に関する規制等の対象とすることに伴い、省令においても同様に、船長等をその対象とする。
- ⑧休息時間に関する労使協定の届出書等
休息時間を1日について3回以上に分割する場合及び休息時間を1日ついて2回に分割する場合であって長い方の休息時間を6時間未満とする場合の労使協定書の届出書の書式、記載事項等を定める。
- ⑨休息時間に関する労使協定が海員に適用される場合
海員の休息時間を1日について3回以上に分割すること又は1日について2回に分割する場合において長い方の休息時間を6時間未満とすることができる特別の安全上の必要がある場合を、船舶が港を出入りする時、船舶が狭い水路を通過するときその他の場合において航海当直の員数を増加する必要があるときとする。
- ⑩船内で調理を行う者の教育
船舶所有者は、船内で調理を行う者に対し、あらかじめ定められた内容の教育を実施しなければならないこととする。また、船内で調理を行う者は、18歳以上でなければならないこととする（漁船は除く。）。
- ⑪船内における船員の医療に関する記録
船舶所有者は、船内における船員の医療に関する事項について、一定の様式により記録しなければならないこととする。
- ⑫登録検査機関の登録の申請手続等
登録検査機関について、登録の申請、検査業務規程の認可の申請、検査員の選任の届出、業務の休廃止の許可の申請、帳簿の記録等の細目を定める。
- ⑬船内苦情処理手続として定めるべき事項
船内苦情処理手続として定めるべき事項を、船員による苦情の申出方法、船内における苦情処理の体制及び方法、申出がされた苦情に関する記録の作成及び保管等とする。
- ⑭船内苦情処理手続の対象
船内苦情処理手続の対象を、船員法等に規定する事項のほか、居住設備に関する事項等とする。
- ⑮海員名簿の記載
海員名簿の第四表の「その他の労働条件」欄の記載事項に、災害補償等に関する事項及び送還に関する事項を加える。
- ⑯その他
その他所要の改正を行う。

(2) その他の関係省令の規定事項（案）

①船内安全衛生委員会の設置

常時5人以上の船員が乗り組む船舶の船舶所有者は、船内に船内安全衛生委員会を設置しなければならないこととし、調査審議事項、委員及び船舶所有者の委員会意見尊重義務について定める。また、常時乗り組む船員が5人未満である船舶については、現行通りとする。

②船内の定期的な検査の実施

船舶所有者は、船内の居住場所、調理用器具及び食料の貯蔵設備の衛生並びに食料及び飲用水の貯蔵について、定期的に検査を実施しなければならないこととする。

③記録の作成及び保存

船舶所有者は、船内安全衛生委員会に関する事項、定期的な検査に関する事項等について、記録を作成し、同記録を3年間事務所や船内に備え置かなければならないこととする。

④法定検査の申請手続、海上労働証書の交付申請手続等

法定検査について、検査対象外の船舶の範囲、申請手続等の細目を定める。また、海上労働証書及び臨時海上労働証書の申請手続等の細目を定める。

⑤その他

その他所要の改正を行う。